

林野火災警報 注意報

令和8年1月1日から新たに「**林野火災警報・注意報**」が新設されました。
林野火災の予防上注意を要する気象状況になった際には、「**林野火災注意報**」を発令し、
発令区域での火災予防条例に定める「火の使用の制限」について、**努力義務**を課すこととなります。
さらに、林野火災の予防上危険な気象状況になった際には、「**林野火災警報**」を発令し、
発令区域での火災予防条例に定める「火の使用の制限」について、**義務**を課すこととなります。

発令基準

林野火災注意報の発令基準 ※11月から5月の期間

次の(1)又は(2)のいずれかの条件に該当する場合

- (1)前3日間の合計降水量が1mm以下 かつ 前30日間の合計降水量が30mm以下
- (2)前3日間の合計降水量が1mm以下 かつ 乾燥注意報が発表

林野火災警報の発令基準 ※11月から5月の期間

林野火災注意報の発令基準に加え、強風注意報が発表された場合

解除基準について

発令基準に該当しなくなった場合

発令区域

林野火災注意報・警報の発令区域については、観測地点ごとに以下の3カ所に区域を分けて、規制をします。

- (佐伯観測所)佐伯・上浦・弥生
- (蒲江観測所)蒲江・米水津・鶴見
- (宇目観測所)宇目・直川・本匠

発令時の制限事項

火災予防条例第29条の規定により、以下のとおり「火の使用制限」がかかります。

- (1) 山林、原野等において火入れをしないこと。
- (2) 煙火を消費しないこと。
- (3) 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。
- (4) 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと。
- (5) 残火(たばこの吸殻を含む。)、取灰又は火粉を始末すること。

林野火災注意報・警報発令時「火の使用制限」に従わなかった場合について

林野火災注意報は、警報発令の前段階に位置付けられ罰則の伴わない努力義務を課すものとなっております。一方で、林野火災警報は「火の使用の制限」に違反した者に対して30万円以下の罰金または拘留に処することが消防法で定められています。

林野火災注意報・警報発令状況の周知、広報について

林野火災注意報・警報が発令された場合は、佐伯市及び消防本部ホームページやSNS、防災スピーカー、消防車両での巡回等により、周知、広報を行います。また、火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出者・火入れ実施者へ電話連絡を行います。

問い合わせ先

大分県佐伯市消防本部
〒876-0047

大分県佐伯市鶴岡西町1丁目223番地

TEL :0972-22-3301(代表)

FAX:0972-24-0106

<https://www.city.saiki.oita.jp/syoubo119/default.html>

消防本部ホームページ
「林野火災注意報・警報(速報)」

